第3章 資源循環型社会を築く

第1節 3Rの推進

1. 現況と課題

従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、便利な生活を実現しましたが、必然的に大量廃棄型の社会をもたらし、毎年、膨大な量の廃棄物が発生するとともに、廃棄物等の多様化に伴う処理の困難化とあいまって、不適正な処理による環境負荷の増大や*最終処分場の残余容量のひつ迫など、深刻な状況をもたらしてきました。

12 年には「*循環型社会形成推進基本法」が制定され、廃棄物等の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)、熱回収、適正処分という対策の優先順位に基づき、廃棄物・リサイクル対策を進めていますが、23 年度に全国で4億2,664万トンの廃棄物が発生(環境省統計)しています。

24年度の本県の一般廃棄物の「ごみ」のリサイクル率は23.4%と全国平均(20.4%)と比較して高い水準で推移しています。一方、県民一人1日当たりのごみの排出量は977gと、全国平均(978g)とほぼ同様の水準となっており、依然として多くの「ごみ」が排出されています。

また、産業廃棄物については、産業廃棄物全体のリサイクル率は約60%となっていますが、一年間の排出量は約2,238万tと全国でも上位に位置しています。今後、高度経済成長期に大量に建設された建物の更新に伴う排出量の増加が予想され、同時に新規立地が困難となっている最終処分場の残余容量不足が心配されます。

本県では、県民や民間団体、事業者により一般廃棄物のリサイクル率の向上や産業廃棄物の排出抑制等が進められてきましたが、廃棄物の排出を抑制することによって健全な物質循環を図り、私たちが持続可能な発展を遂げていくためには、*3 R (リデュース・リユース・リサイクル)の推進について、より一層努力し、大

量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムを 見直していかなければなりません。

このため、自主的かつ積極的に、そして連携して3Rに取り組むことができる仕組みをつくり、県民や事業者の意識改革や実践活動をさらに進めていくことが大切です。

(1)一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)では、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物と定義しています。一般廃棄物は、「ごみ」と「し尿」に分類され、さらに「ごみ」は、日常生活から排出される「生活系ごみ」のほか、飲食店等から排出されるごみなど、事業活動から排出される「事業系ごみ」も一部含まれます。

ア ごみ処理関係

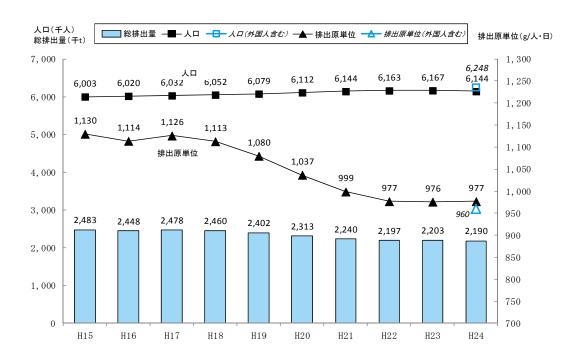
(ア) ごみの排出量

ごみの総排出量については、19年度までは 240 万 t 台で推移していましたが、その後は 徐々に減少し、24年度は 219 万 t となっています。

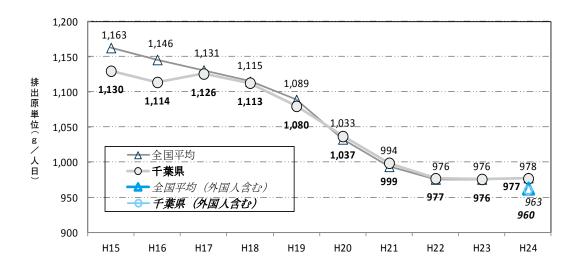
24年度の一人1日当たりの排出量(排出原単位)は977gとなり、18年度以降減少傾向でしたが、近年は横ばい状態となっています。(図表3-1-1)

なお、千葉県の排出原単位は全国平均と比べてやや少ない水準で推移してきましたが、 20 年度以降は全国平均をわずかに上回っています。(図表 3-1-2)

図表 3-1-1 ごみの総排出量と一人1日当たりのごみ排出量の推移



図表 3-1-2 一人 1 日当たりのごみの排出量全国との比較



※平成24年7月9日に住民基本台帳法が改正され、住民基本台帳人口に外国人住民が含まれることとなった。これによると県人口624万8,324人、排出原単位(千葉県)960g、(全国)963gとなるが、従来との比較のため、外国人住民数を除いた統計値を示している。

(イ) ごみの処理内訳

ごみ処理の方法については、可燃ごみは焼却を行い(直接焼却)、その残渣物(焼却灰等)を埋め立てますが、焼却灰の一部を*溶融スラグやセメント原料などとして有効利用し、埋立量の減量化に努めています。(図表 3-1-3)

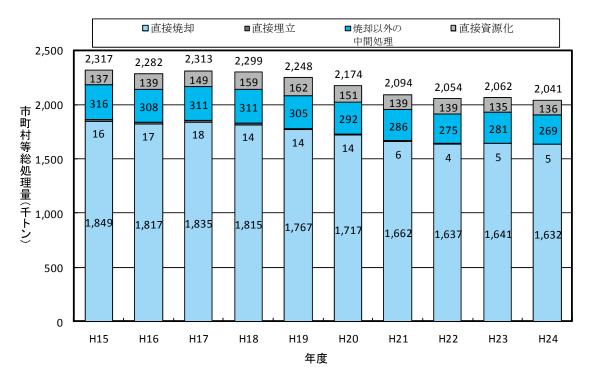
また、不燃ごみは圧縮や破砕等(焼却以外の中間処理)を行った上、資源化できるもの(びん、かん、ペットボトルなど)は売却・再利用され、資源化できずに残ってしまったもの(不燃系残渣)は埋立てを行います。

ごみの処理全体で見ると、約8割が直接焼却 されています。(図表 3-1-4)

図表 3-1-3 ごみの処理内訳

			H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
	直接焼却	(t)	1,848,918	1,817,339	1,835,271	1,815,461	1,766,541	1,717,416	1,662,205	1,636,717	1,641,064	1,631,728
市	但按炕却	(%)	79.8	79.6	79.3	79.0	78.6	79.0	79.4	79.7	79.6	79.9
"	直接埋立	(t)	15,562	17,095	17,558	13,906	13,981	13,601	6,235	4,457	5,107	4,599
町	但按垤坕	(%)	0.7	0.7	0.8	0.6	0.6	0.6	0.3	0.2	0.2	0.2
村	焼却以外の 中間処理	(t)	315,625	308,060	311,402	311,009	305,168	291,890	285,979	274,703	280,743	268,594
4.3		(%)	13.6	13.5	13.5	13.5	13.6	13.4	13.7	13.4	13.6	13.2
処	直接資源化	(t)	137,344	139,210	148,860	158,521	162,380	150,846	139,268	138,561	135,229	136,269
т⊞	但按貝娜化	(%)	5.9	6.1	6.4	6.9	7.2	6.9	6.7	6.7	6.6	6.7
理	小計	(t)	2,317,449	2,281,704	2,313,091	2,298,897	2,248,070	2,173,753	2,093,687	2,054,438	2,062,143	2,041,190
	וםיני	(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
:	集団回収量	(t)	165,806	165,814	164,725	160,735	153,913	139,428	146,014	144,601	142,431	143,149
	町村処理量+ 集団回収量	(t)	2,483,255	2,447,518	2,477,816	2,459,632	2,401,983	2,313,181	2,239,701	2,199,039	2,204,574	2,184,339

図表 3-1-4 ごみ処理方法の推移



(注)「直接資源化」とは資源化等を行う施設を経ずに直接再生事業者等に搬入される量をいう。

(ウ) ごみ資源化の状況

リサイクルの推進等によって、「ごみからの資源化量」に「集団回収量」を加えた「再資源化総量」は年々増加していましたが、19年度から減少となっています。この理由として、ごみ総排出量の減少の影響が考えられます。なお、リサイクル率は横ばいで推移しています。(図表 3-1-5)

内訳を見ると、「ごみからの資源化量」のうち「^{注1}直接資源化量」は、紙類の直接資源化量増加に伴い増加傾向にありましたが、20年度以降減少傾向にあります。また、*エコタウン事業の整備とともに、焼却灰の*エコセメント化や溶融スラグによる再資源化が進み、14年度から「焼却施設からの資源化量」が増加しましたが、20年度以降減少傾向にあります。

このため、「直接資源化量」、「注²焼却以外の*中間処理施設からの資源化量」、「焼却施設からの資源化量」を合わせた「ごみからの資源化量」については、年々増加していましたが、20年度以降は減少傾向にあります。

「集団回収量(市町村が用具の貸出しや補助金の助成などに関わっているものに限る)」については、19年度以降若干減少しています。(図表 3-1-6)

注1 資源化等を行う施設を経ずに直接再生事業者等に搬入された量 注2 選別、圧縮、破砕等の処理を施したうえで資源化を行う量

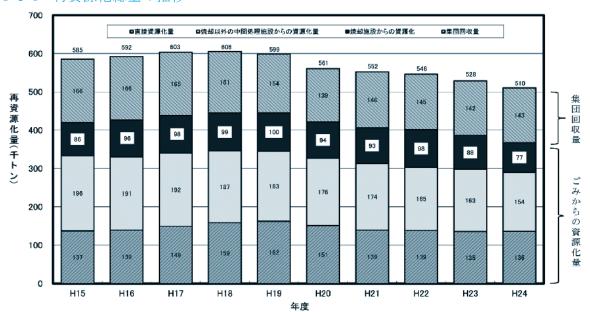
図表 3-1-5 ごみ資源化の状況

単位: 千 t

		区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
	ごみ	からの資源化量 ①	420	426	438	445	445	421	406	401	386	367
		直接資源化量	137	139	149	159	162	151	139	139	135	136
		焼却以外の中間処理 施設からの資源化量	196	191	192	187	183	176	174	165	163	154
		焼却施設からの資源化	86	96	98	99	100	94	93	98	88	77
	集団	団回収量 ②	166	166	165	161	154	139	146	145	142	143
再	再資源化総量 ③(①+②)		585	592	603	606	599	561	552	546	528	510
市印	订村久	処理量 ④	2,317	2,282	2,313	2,299	2,248	2,174	2,094	2,053	2,062	2,041
*	※リサイクル率(%)		23.6	24.2	24.3	24.6	24.9	24.2	24.6	24.8	24.0	23.4

(注) リサイクル率=再資源化総量 /総排出量(市町村処理量+集団回収量)

図表 3-1-6 再資源化総量の推移



イ し尿処理関係

(ア) し尿処理形態別人口の推移

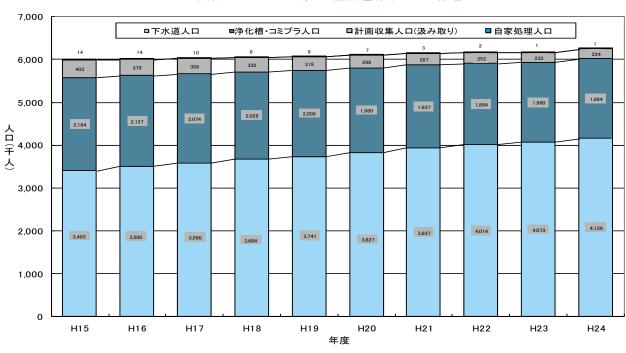
し尿処理形態別人口の推移について見ると、公共下水道の整備により水洗化人口が増加し、非水洗化人口が減少する傾向にあります。24年度では総人口約625万人のうち、下水道人口が約416万人(約67%)、浄化槽・コミュニティプラント人口が約186万人(約30%)であり、総人口の約97%が水洗化人口となっています。

汲み取りなどの非水洗化人口は、総人口の 約4%にあたる約22万人となっています。(図 表3-1-7)

(イ) し尿処理状況の推移

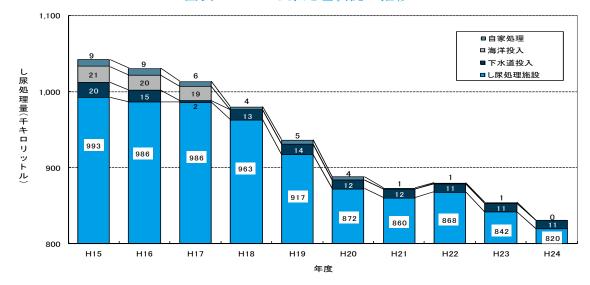
し尿処理状況の推移について見ると、公共 下水道の整備により、市町村が収集・処理す るし尿及び浄化槽汚泥の量は年々減少してい ます。

市町村処理の内訳は、24年度で、し尿処理施設での処理が81万9,823kL(計画処理量の98.6%)、下水道投入が1万1,078kL(1.3%)となり、海洋投入については、18年度以降県内すべての市町村において廃止されました。(図表3-1-8)



図表 3-1-7 し尿処理形態別人口の推移





ウ 一般廃棄物処理経費

24 年度において、市町村等が支出した一般 廃棄物処理経費は、ごみ、し尿合わせて 949 億円(組合分担金を除く。)となっています。 年間1人当たりにすると、ごみが13,973円、 し尿が4,330円となっています。(図表3-1-9、 図表3-1-10)

図表 3-1-9 ごみ処理事業経費 直近 5年の数値

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
処理·維持管理費(千円)	71,877,489	70,675,095	69,463,981	71,131,510	71,301,840
建設改良費(千円)	5,385,778	5,051,479	4,071,914	7,136,628	11,588,755
その他(千円)	3,576,657	3,317,605	3,466,699	3,509,014	2,958,641
計(千円)	80,839,924	79,044,179	77,002,594	81,777,152	85,849,236
人口(人)	6,112,268	6,144,484	6,162,736	6,167,215	6,143,868
1人あたりの経費(円/人・年)	13,226	12,864	12,495	13,260	13,973
市町村処理量(t)	2,173,753	2,093,700	2,052,800	2,060,228	2,046,109
1tあたりの経費(円/t·年)	37,189		37,511	39,693	41,957
(参考)組合分担金	7,458,827	7,630,943	7,515,360	7,958,506	7,328,139

⁽注)組合分担金は、一部事務組合を構成する市町村による一部事務組合事業費に対する負担金であることから事業費の2重 計上となるため、処理事業費の計に含めていません。(図表 3-1-10 も同様)

図表 3-1-10 し尿処理事業経費 直近 5年の数値

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
処理·維持管理費(千円)	9,444,961	9,033,040	8,574,531	8,417,386	8,532,798
建設改良費(千円)	1,144,044	1,418,017	821,275	1,625,007	217,182
その他(千円)	408,473	377,627	362,192	354,066	295,902
計(千円)	10,997,478	10,828,684	9,757,998	10,396,459	9,045,882
し尿処理対象人口(人)	2,285,084	2,207,266	2,148,994	2,094,496	2,088,957
1人あたりの経費(全体) (円/人・年)	4,813	4,906	4,541	4,964	4,330
市町村処理量(t)	883,764	871,511	878,878	852,557	830,901
処理量1klあたりの経費(全体) (円/kl・年)	12,444	12,425	11,103	12,194	10,887
(参考)組合分担金	1,233,067	1,267,986	1,429,199	1,262,973	1,298,107

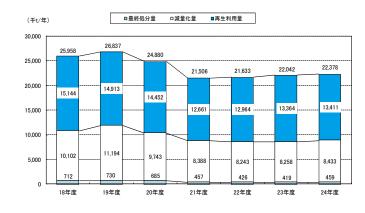
(2) 産業廃棄物

「廃棄物処理法」では、工場など事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻や汚泥を始めとする 20 種類の廃棄物を産業廃棄物と定義しています。

ア 排出及び処理状況

25 年度に実施した推計調査の結果では、24 年度の県内事業場からの産業廃棄物排出量は 2,238 万 t で、中間処理等による減量化量が 843 万 t (38%)、再資源化量が 1,341 万 t (60%)、最終処分量は 46 万 t (2%)であり、 排出量の 9 割以上が減量化・再資源化されて います。(図表 3-1-11)

図表 3-1-11 産業廃棄物の発生・処理状況の推移



注1 20年度は、廃棄物処理計画策定に係る実態調査による値 注2 18,19、21~24年度は、15、20年度の値を経済指標等を用い算出した推計値

2. 県の施策展開

(1)資源循環を推進するためのライフスタイ ルづくり

ア 資源循環型ライフスタイルへの移行 (ア) 3 R推進月間

県では、14年度から国と同様に、資源循環型の社会づくりを推進し、3Rに対する県民の意識を高めるため、毎年10月を「3R推進月間」として、市町村と協力して重点的に啓発活動を実施しています。

家庭からごみとして多く出されるレジ袋や、「食べ残し」などの食品ごみを減らすことは、一人ひとりの意識次第で「誰でも、すぐに、簡単に」できる取組です。このような取組を、ものを大切にするライフスタイルへの転換のきっかけとなる実践的な取組として推進しています。

(イ) レジ袋削減に向けての取組

県では、20年10月から、県全体でレジ袋を削減する運動である「ちばレジ袋削減エコスタイル(ちばレジエコ)」を展開しており、レジ袋削減に協力する事業者にはサインアップ登録を、県民にはサポーター登録をお願いしてきたところですが、事業者における取組は定着してきたことから、サインアップの新規登録は24年度で終了し、25年度は、事業者と連携してのマイバッグキャンペーンなど、県民への普及啓発活動を重点的に行いました。

多くの事業者や県民がレジ袋削減に取り組むことにより、ごみの減量はもちろん、ライフスタイルを見直す活動が根付くことを目指しています。

図表 3-1-12 ちばレジエコサポーター登録者数 (26 年 3 月末現在)

人数	28,086人
団体登録数	152団体

(ウ) 食品廃棄物削減に向けての取組

わが国では、食べられるにもかかわらず捨て られている「食品ロス」が、年間約 500~800 万トン発生すると推計されています。

県では、食事の際の「食べきり」を進めていくことで、家庭や飲食店等からごみとして出される食品廃棄物を減らしていけるよう、「ちば食べきりエコスタイル(ちば食べエコ)」を 21 年度から展開しており、22 年 12 月 1 日からは、ちば食べエコに協力し、食べ残しの削減に向けた取組を実践する飲食店や小売店などを県民に紹介する登録制度をスタートさせました。26 年3 月末現在、46 事業者 207 店舗がちば食べきりエコスタイル協力事業者として登録し、取組に参加しています。

ちば食べエコは、ちばレジエコと併せ、「ちば エコスタイル」として幅広く普及啓発していき ます。

イ 3 R普及促進事業

*九都県市では、容器包装の減量化等に対する 事業者や地域住民の意識の向上を目的とした啓 発を行うなど3R普及促進事業を実施していま す。

25年度は、3Rの中で最も重要となるリデュースの取組として、食品廃棄物の削減を図るため、外食産業事業者と連携し、店舗及び家庭における食べきりの促進を図るとともに、食品廃棄物削減の必要性や具体的な取組方法などの普及啓発活動を行いました。

また県では、25年10月29日に、3R推進シンポジウムを開催し、「循環型社会に向けて」をテーマに、「循環型社会がなぜ必要なのか?」、「循環型社会を構築しないとどうなってしまうのか?」などの面から解説しました。

これに先立ち、「誰でも、すぐに、簡単に」取り組める3R行動のアイデアや実例を県民から募集し、優秀な作品をシンポジウムにおいて表彰するとともに、県ホームページに掲載するな

ど、広報・啓発に活用しました。

今後も3Rの取組が促進されるよう、効果的な普及啓発活動を進めていきます。

ウ ごみ処理有料化について

市町村が収集している可燃ごみの処理に当たって、有料化を実施している市町村は35市町村(19市15町1村)となっています(25年3月31日現在)。市町村が実施している有料化の手法としては、一世帯当たりに一定額の処理料金を徴収する「定額制」や、指定ごみ袋の価格に処理料金を上乗せして徴収し、ごみの排出量に応じた負担を求める「従量制」などがあります。

ごみ処理の有料化は、排出量に応じて手数料を徴収することから、費用負担の公平性が確保できるとともに、費用負担を軽減しようとする動機付けにより、結果として排出量抑制につながることが期待されます。

エ 各種リサイクル法等

(ア) 資源有効利用促進法

資源有効利用促進法は、循環型社会を構築し、資源の有効な利用を総合的・計画的に推進するため、12年6月に公布、13年4月に施行されました。

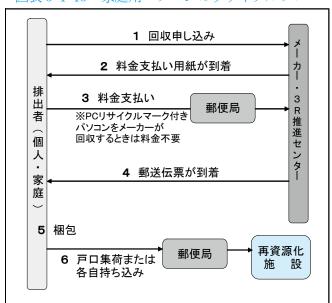
同法は取組が必要な業種や製品として 10 業種・69 品目を政令で指定し、事業者が自主 的に取り組むべき具体的な内容を規定してい ます。

「指定再資源化製品」として位置付けられているパソコンは、製造業者等が回収し、部品や材料を再資源化するよう義務付けられています。

これにより、15 年 10 月 1 日以降に販売された家庭用パソコンは製品価格にリサイクル費用が含まれ、回収を依頼するときに消費者が料金を負担することはなくなりました。

県では不法投棄を未然に防ぎ、メーカー等 によって適正にリサイクルが行われるよう、 普及啓発等を行っています。

図表 3-1-13 家庭用パソコンのリサイクルフロー



(イ) 容器包装リサイクル法

家庭ごみのうち、容積で5割強を占める容器包装廃棄物の分別収集と再商品化を促進するため、7年6月に「容器包装リサイクル法」が制定され、9年4月から本格施行されました。

これにより、消費者は適正な分別排出をし、 市町村は分別収集をし、事業者は市町村が収 集した容器包装廃棄物を再商品化するという 役割分担が示されました。

県では、同法に基づく分別収集を促進するため、各市町村が策定した「市町村分別収集計画」に基づき「千葉県分別収集促進計画」を策定し、容器包装廃棄物の3Rを推進しています。

(ウ) 家電リサイクル法

家電製品の廃棄物については、これまでその大半が埋立処分されてきましたが、廃棄物の減量と資源の有効な活用を促進するために「家電リサイクル法」が10年6月に制定され、13年4月から本格施行されました。

同法は、廃家電のうち、エアコン・テレビ・ 冷蔵庫・洗濯機の4品目について、消費者が リサイクル費用と運搬費用を負担し、小売業者が収集運搬を行い、製造業者がリサイクルするという役割分担により、新たなリサイクルシステムを構築するというものです。

25 年度は、全国の製造業者等による廃家電4品目の引取台数は約1,273万台(前年比約13.7%増)、このうち本県分は約58万台(前年度比18.4%増)でした。

(エ) 小型家電リサイクル法

デジタルカメラや携帯電話等の使用済小型電子機器等に含まれるアルミニウム、貴金属やレアメタルの再資源化を促進するため、24年8月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」が制定され、25年4月から施行されました。

同法では、28分類の制度対象品目について、 消費者が分別排出し、市町村が分別収集する 等、各関係者の責務のほか、認定を受けた場 合に廃棄物処理法の特例が講じられる再資源 化事業計画の認定制度が定められています。

県では、これまで研修会等を通じ、県内市町村に対し、制度の説明や周知を行うとともに、必要な情報提供を行うなど、市町村への支援に努めているところです。

(オ) グリーン購入法について

循環型社会の形成のためには、「再生品等の供給者の取組」に加え、「需要面からの取組が重要である」という観点から、12年5月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」が制定されました。

同法は、国等の公的機関が率先して環境物品等(環境負荷低減に資する製品・サービス)の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指しています。

また、国による基本方針の策定、国等の各機関による調達方針の作成に関することのほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについて定めています。

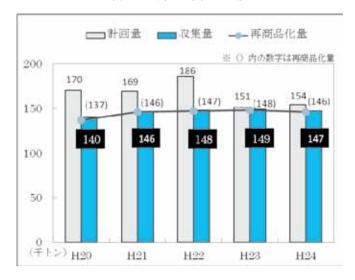
県においても、毎年度環境配慮物品調達方 針を定め、環境配慮物品等の調達に努めてい ます。

図表 3-1-14 分別収集等実績量(24年度)

		計画量	収集量(注)	収集率	再商品化量	再商品化率	計画	実施
	品目	(t)	(t)	(%)	(t)	(%)	市町村	市町村
		(A)	(B)	(B/A)	(C)	(C∕B)		
ガラ	無色	18, 228	16, 989	93. 2	16, 986	100.0	54	54
ノスび	茶色	13, 105	12, 175	92. 9	12, 171	100.0	54	54
ん	その他	10, 533	9, 709	92. 2	9, 673	99.6	54	54
;	紙製容器包装	2, 736	771	28. 2	771	100.0	18	15
	ペットボトル	15, 653	15, 746	100.6	15, 560	98.8	54	54
	jスチック製容器包装 色トレイを含む)	29, 694	27, 441	92.4	26, 741	97. 4	34	32
缶	鋼製	13, 378	12, 018	89.8	12,018	100.0	54	54
Щ	アルミニウム製	9, 753	9, 253	94. 9	9, 253	100.0	54	54
	段ボール	40, 059	42, 414	105. 9	42, 414	100.0	53	54
	紙パック	778	585	75. 1	585	100.0	49	43
	合 計	153, 917	147, 101	95. 6	146, 171	99.4	_	_

⁽注) 収集量は、昨年度の持ち越し分を足し、当該年度の保管残量を引いた実収集量

図表 3-1-15 分別収集実績の推移



図表 3-1-16 家電引取台数(25 年度)

(単位:千台)

	全国	千葉県
エアコン	2, 961	158
ブラウン管テレビ	2,042	83
液晶・プラズマテレビ	698	33
冷蔵庫・冷凍庫	3, 433	141
洗濯機・衣類乾燥機	3,600	163
合計	12, 733	578

※台数は四捨五入のため、各数値の和と合計が一致しない場合があります。

(2) 資源循環の基盤となる産業づくり

ア 溶融スラグ

県では、一般廃棄物最終処分場の確保が困難な市町村があることや、最終処分量の半分以上を焼却灰が占めていることから、ごみやその焼却灰を溶融した後に固めて容積を減らし、スラグとして資源化することを推進しています。

この溶融スラグの有効利用を図るため、全国に先駆けて「千葉県溶融スラグ利用促進指針」を8年3月に策定し、それ以降、県及び市町村の公共事業等における溶融スラグの積極的な利用を進めています。

また、県内の溶融スラグ生産施設共通の品質管理方法を18年7月のJIS規格制定に合わせて改訂するなど、溶融スラグの品質確保を図ってきました。

現在、アスファルト合材の使用量が50トン以上の県の公共工事については、溶融スラグ入りアスファルト合材の使用が義務化されています。

26年3月末現在、稼働中の溶融施設は6施設で、25年度の溶融スラグの生産量は約3万1千トン、有効利用量は約2万2千トンで有効利用率は73%となっており、主な用途はアスファルト合材で、約9千1百トン(約41%)が利用されています。(図表3-1-17)

今後さらに、市町村の公共工事などでの溶融スラグ入りアスファルト合材の利用拡大を呼びかけるなど、溶融スラグ入りアスファルト合材の需要を拡大し、良好な資源循環を確保していきます。

図表 3-1-17 溶融スラグの生産量と有効利用状況

年度	21		2	22		23		4	25		
溶融スラグ生産量(t)	28, 743		28,	28, 561		24, 877		28, 825		30, 579	
うち有効利用量(t)	23, 512		24, 677		20, 177		21, 395		22, 290		
有効利用率(%)	82		8	86		81		74		73	
(有效利用内訳)	利用量 (t)	構成比 (%)									
アスファルト骨材	12, 083	51	12, 632	51	7, 371	37	9, 241	43	9, 067	41	
インターロッキングブロック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
路盤材	464	2	1, 359	6	6, 867	34	2, 542	12	2, 730	12	
調査・研究・試験	0	0	42	0	0	0	0	0	0	0	
その他	10, 965	47	10, 634	43	5, 940	29	9, 611	45	10, 493	47	

イ エコタウン事業

県では新技術の活用による先導的なリサイクルシステムの確立と、それによる地域振興等を目的として環境調和型のまちづくりを推進しています。11年1月には都市化の進んでいる県の西・中央地域をモデル地区として、

国(経済産業省及び環境省)の承認を受けて 「千葉県西・中央地域エコタウンプラン」を 策定しました。

本プランでは、一般廃棄物を溶融し、生成 されるスラグ等を再利用することにより最終 処分量の削減に寄与する「直接溶融施設」等 を中核施設として位置付け、県としてもその 事業推進を支援しました。

その後施設を追加し、現在、中核施設は 7 施設となっています。

ウ 産業廃棄物リサイクル促進事業

優良な産業廃棄物処理業者の育成やリサイクル市場の活性化を目的として、主に県内で産業廃棄物処分業を行っている事業者向けに、先進的なリサイクル技術を紹介する研修会を 22 年度から開催しています。25 年度は「汚泥の減量化・再資源化」をテーマに研修会を行いました。

エ 各種リサイクル法

(ア) 食品リサイクル法

食品の売れ残りや食べ残し又は食品の製造 過程において大量に発生している食品廃棄物 について、発生の抑制と減量化を図るととも に、飼料や肥料等の原材料として再生利用す るため、食品関連事業者(製造・流通・外食 等)による食品循環資源の再生利用等を促進 することを目的として、12年6月に「食品循 環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食 品リサイクル法)が制定され、13年5月から 施行されました。

また、食品関連事業者に対する指導監督の 強化と計画的な再生利用等の取組を促進する ため、19年6月に改正法が公布され、同年12 月から施行されました。

県においても、資源循環型社会づくりの観点から、バイオマス利活用や飼料利用による 食品循環資源の再生利用を進めるため、関係 機関と連携し再生利用等の実施率の達成に向 けた支援など、その推進に努めているところ です。

a 再生利用等の目標

国の基本方針において、食品循環資源の再 生利用等の目標を業種別に定めています。

<再生利用等実施率目標[24年度目標]>

食品製造業 85% (95%)

食品卸売業 70% (58%)

食品小売業 45% (45%) 外食産業 40% (24%)

※ () 内は24年度実績

b 食品関連事業者による再生利用等の実施

食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等(発生抑制、熱利用、廃棄するものの減量化を含む)を計画的かつ効率的に実施するとともに、個々の事業者ごとに毎年度設定された再生利用等の実施率の目標を上回ることが求められます。

また、食品廃棄物等の発生量が年間 100 トン以上の食品関連事業者は、毎年度、主務大臣に食品廃棄物等の発生量・食品循環資源の再生利用等の状況を報告しなければなりません。

c 再生利用を促進するための制度

(a) 再生利用事業者の登録制度

優良な再生利用事業者(リサイクル業者) を育成することなどを目的として、再生利用 事業を的確に実施できる一定の要件を満たす 者を、登録する制度を設けています。

(b) 再生利用事業計画の認定制度

計画的な再生利用を促進するため、食品関連事業者が、肥飼料等製造業者及び農林漁業者等と共同して、食品関連事業者による農畜水産物等の利用の確保までを含む再生利用事業計画を作成し、認定を受ける仕組みを設けています。

(c)廃棄物処理法等の特例

再生利用事業者の登録、再生利用事業計画 の認定を受けた場合には、廃棄物処理法、肥 料取締法及び飼料安全法の特例が講じられて います。

(イ) 自動車リサイクル法

国内で年間約 400 万台排出される使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)が 17 年 1 月から施行されています。

a 県内事業者の登録・許可状況

県内事業者の登録・許可の状況は図表 3-1-18 のとおりです。

図表 3-1-18 県内事業者の登録・許可状況(26年3月末)

業種	引取業者	フロン類回 収業者	解体業者	破砕業者
県内(下記除く)	1,515	597	360	45
千葉市	199	81	49	7
船橋市	79	18	6	1
柏市	95	46	29	3
計	1,888	742	444	56

引取業者(登録):自動車所有者から使用済自動車を引き取る自動車リサイクルの入口の役割を行う。

フロン類回収業者(登録):使用済自動車のカーエアコンからフロン類を 回収する。

解体業者(許可):使用済自動車を解体処理し、エアバッグ類を回収する。 破砕業者(許可):解体された自動車の圧縮・切断等を行い再資源化する。

b 立入検査

25年度は県内(千葉市、船橋市及び柏市を除く)各事業者に延べ1,263回の立入検査を行い、施設の維持管理や使用済自動車の引取り・引渡し状況等の確認を行い、必要な指導を行いました。

c 不法投棄や不適正保管の状況

県内(千葉市、船橋市及び柏市を除く)の 不適正保管や不法投棄の台数は約 10 台(26 年3月末)で、以前に比べ減少傾向にあります。

これは、自動車リサイクル法の施行により、 使用済自動車の適正処理が定着してきたため と考えられます。

d 無登録・無許可業者に対する監視、指導体制

地域振興事務所と連携しながら、監視、指 導体制を強化するとともに、悪質な業者に対 しては告発等の対応をとることとしています。

e 不法ヤード対策

自動車リサイクル法などの各種法令に違 反した行為が行われている、いわゆる「不法 ヤード」は、地域の生活環境に悪影響を及ぼ すおそれがあるとともに自動車盗難などの 犯罪の温床となっており、その解消が求めら れています。 24年10月に環境生活部、県土整備部、農林水産部、警察本部で構成する「千葉県不法ヤード対策協議会」を設置し、同協議会を通じ合同立入検査を実施するなど関係機関との連携を図っています。

さらに、25年7月に「『(仮称) 千葉県ヤード設置適正化条例』検討会議」を設置してヤードの適正化を図るための条例の制定に向けた検討を進め、26年2月に素案をまとめてパブリックコメントを実施しました。

本条例の制定・施行により、ヤードにおいて自動車部品の保管等を行う者に対して届出を義務付けるほか、立入検査等を行います。

(ウ) 家畜排せつ物対策

a 家畜排せつ物の現状

全国的にも有数の畜産県として位置付けられている本県の畜産業における家畜排せつ物は、農産物や飼料作物などの生産においては有機質資材として利用され、環境にやさしい農業の推進に貢献しています。

しかし、近年の畜産経営の規模拡大等により、家畜排せつ物の適正な管理と利用の確保 は困難なものとなりつつあります。

さらに、各地域において、宅地開発等による混住化の進展も加わり、悪臭や害虫発生等の畜産環境問題が発生しています。(図表3-1-19)

図表 3-1-19 畜産に係る環境問題の発生状況

(単位:件)

				(-	平1年・1十)
種別	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年
悪臭	120	117	84	89 (66. 4%)	110 (65. 5%)
水質汚染	40	42	20	20 (14. 9%)	20 (11. 9%)
害虫発生	17	19	21	15 (11. 2%)	21 (12. 5%)
その他	22	34	19	10 (7.5%)	17 (10. 1%)
計	199	212	144	134 (100%)	168 (100%)

千葉県における家畜排せつ物量は年間約300万 t であり、これを適切に処理、利用することが、地域の生活環境の保全と畜産経営

の健全な発展のための重要な課題となっています。

家畜排せつ物の適正な処理は、堆肥舎や発酵処理施設等による堆肥化と活性汚泥法による浄化等が一般的であり、これら適切な処理を行うための施設整備が進められています。

このような中、11年11月には、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が公布され、畜産農業における家畜排せつ物の管理の適正化とその利用を促進するための措置が講じられることとなりました。

b 家畜排せつ物処理対策

県では、同法に基づき、「千葉県における家 畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」 を定め、処理施設の整備や堆肥等の利用促進 などの目標を設けて家畜排せつ物の適正な処 理及び利用を推進することとし、各種補助事 業や畜産高度化支援リース事業、制度資金等 の活用により、家畜排せつ物処理施設の整備 の効率的な推進を図っています。

さらに有効なバイオマス資源である堆肥の 流通及び利用の促進を図るため、県で構築し た堆肥情報の提供システム(堆肥利用促進ネットワークシステム)の活用を図るとともに、 畜産部門と耕種部門からなる「畜産環境保全 対策推進協議会堆肥利用推進部会」において、 家畜排せつ物などの有機質資源の地域循環シ ステムの構築などについて、検討を進めています。

また、各農業事務所ごとに「畜産環境保全対策地域推進会議」を開催するとともに、関係機関の連携のもと指導・啓発を行い、畜産経営に起因する環境問題への適切な対処を図っています。

(エ) 建設リサイクル法

建設廃棄物は全国の産業廃棄物排出量の約 2割を占めており、さらに全国の最終処分量 の約2割を占めています。

このような状況の中で、建築物の解体等の

工事に伴い発生する建設資材について廃棄物となったものを再生資源化し利用することによって、資源の有効な利用の確保や廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全や国民経済の健全な発展に寄与するため、12年5月に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)が制定され、14年5月に本格施行されています。

a 法の概要

特定建設資材 (コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート) を用いた建築物等の解体工事や新築工事等において、対象建設工事となる場合には、

- ①発注者には、知事等(特定行政庁)への事前の届出の義務付け
- ②受注者には、発注者への説明・報告や工事 受注者としての解体工事業の登録又は建設 業法に基づく許可の取得
- ③分別解体等、再資源化等の実施等について の義務付け

等が規定されています。

26年3月末現在、県及び特定行政庁が発注 者から受理した事前届出件数は、164,125件、 法に基づく解体工事業者の登録件数は 518件 となっています。

b 県の取組

法の適正な執行を確保するため、各土木事務所、地域振興事務所と連携を図りパトロールなどを実施し、必要な指導、助言等を行っています。

建設リサイクルの促進を図るには、関係行 政機関や建設事業者等の関係者、県民それぞ れの立場で努力することが重要です。

これら関係者の理解を深めるため、説明会や講習会、パンフレットの配布、ホームページ等により法の周知、PR活動に取り組んでいます。

(3)地域特性を生かした資源循環ネットワークづくり

ア 千の葉エコプロジェクト

県では、県民、NPO、事業者、行政などが実施している資源循環型社会づくりに向けた環境配慮型の様々な取組を募集し、「千の葉エコプロジェクト」としてホームページで情報提供を行っています。

このプロジェクトは、資源循環に係る先進的な取組を紹介するとともに、各実施主体間の相互連携の推進を図ることを目的としています。プロジェクトの件数は25年度末で257件です。

イ 千葉県循環型社会形成推進功労者等表彰

資源循環型社会を構築するためには、一人 ひとりが日常の生活や仕事を通じて、3Rの 活動や廃棄物の適正処理に取り組むことが必 要です。

県では、地域において資源回収に取り組む 団体、産業廃棄物の処理や不法投棄の監視に 従事する個人の方、積極的にリサイクルを実 施している企業等に対して感謝状を授与し、 その功績に報いるとともに、「千葉県廃棄物適 正処理推進大会」等を通じて、こうした取組 を広く県民に公表することにより、3Rの推 進と廃棄物の適正処理に関する県民意識の醸 成を図っています。

図表 3-1-20 25 年度の受賞者数

	知事感謝状	環境生活部長	
		感謝状	
一般廃棄物関係	個人 20 名	個人 75 名	
産業廃棄物関係	個人8名	個人 21 名	
3 R活動関係	2 団体	10 団体	

(4) 廃棄物処理計画

県では、23年3月に廃棄物に関する施策を積極的に展開するため、新たな施策や目標を定め27年度を目標年度とした第8次「千葉県廃棄物処理計画」を策定しました。

本計画は、資源循環型社会への更なる転換を 図るため、3Rの推進と適正処理の推進を基本 とするとともに前計画との施策の継続性に配慮 しつつ、県民、民間団体、事業者、行政等の各 主体がそれぞれの役割を円滑に果たせるよう施 策体系の見直しと新たな目標の設定を行ってい ます。

3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目	標
1人あたりの一般廃棄物(ごみ)の排出量	1, 126g	977g	960g	950g
	(17年度)	(24 年度)	(27 年度)	(30年度)
一般廃棄物(ごみ)の最終処分量	19 万 t	16.0万t	13 万 t	10 万 t
	(17年度)	(24年度)	(27年度)	(30年度)
一般廃棄物(ごみ)の再資源化率	24.3%	23.4%	30%	40%
	(17年度)	(24年度)	(27年度)	(30年度)
産業廃棄物の排出量	2,493 万 t	2,238 万 t	2,400 万 t	2,300 万 t
	(17年度)	(24年度)	(27年度)	(30年度)
産業廃棄物の最終処分量	67 万 t	45.9万t	61 万 t	57 万 t
	(17年度)	(24年度)	(27年度)	(30年度)
産業廃棄物の再資源化率	60.0%	59.9%	61%	62%
	(17年度)	(24 年度)	(27 年度)	(30年度)

《評価》

一般廃棄物については、再資源化率が基準年度を下回っているが、全体的にみて順調に推移している。産業廃棄物の排出量や最終処分量は既に目標を達成しているが、再資源化率は基準年度とほぼ同率であり、引き続き施策を着実に推進し、目標の達成を目指す。

ごみを減らし、ものを大切にするライフスタイルへの転換を目指した普及活動や、市町村による再資源化等の取組により、一般廃棄物の排出量及び最終処分量はこれまで順調に推移してきましたが、今後、ごみの排出量の更なる削減、分別の徹底による再資源化率の向上を目指し、目標達成に向け、引き続き全県的な普及啓発等を展開していきます。

また、産業廃棄物については、排出量及び最終処分量に係る 27 年度目標を達成しましたが、再資源化率についてはほぼ横ばいで推移しています。特に産業廃棄物の排出量等は経済情勢の影響を強く受けますが、引き続き目標の達成を目指し、更なる廃棄物の発生抑制や再資源化の促進などに努めていきます。

第2節 廃棄物の適正処理の推進と 不法投棄の防止

1. 現況と課題

資源循環型社会を築くためには、3Rの推進が重要であることはもちろんのことですが、廃棄物の発生抑制や再資源化等に努めてもなお発生する廃棄物については、適正に処理されなければなりません。

一時期、本県には全国で不法投棄される産業 廃棄物の約4割が集中しました。

このため、24 時間での監視指導体制の整備 (11 年 4 月)、警察における環境犯罪課の設置 (14 年 4 月)、県独自の「千葉県廃棄物の処理 の適正化等に関する条例」の制定等による規制 の強化(14 年 3 月)などを実施し、その結果、 不法投棄量(24 年度)はピーク時(11 年度)の約 40 分の 1 に減少させることができました。

しかしながら、林地などには、建設廃材を始めとした産業廃棄物のゲリラ的な投棄があり、 不要となった家電製品も多く捨てられています。 また、観光地や市街地の主要道路の交差点付近には、ごみが散乱しています。

このように、不法投棄などが依然として後を 絶たないため、県民一人ひとりが廃棄物のルー ルとマナーをより一層遵守するとともに、引き 続き県民及び関係団体、市町村と連携して、不 法投棄の監視指導を強化していく必要がありま す。

廃棄物の不法投棄を未然に防止するためには、 監視指導の強化だけでなく適正処理を推進する ことが重要です。

そのため、一般廃棄物に関しては市町村が、 産業廃棄物に関しては処理の責任を担っている 排出事業者と処理業者が、適正に廃棄物の処理 を行うように徹底を図っていく必要があります。

また、廃棄物の適正処理を進めていくために、 必要な廃棄物処理施設を確保することも不可欠 です。

(1)一般廃棄物

ア ごみ処理施設の状況

千葉県内の市町村・一部事務組合が設置しているごみ処理施設の25年3月末現在の稼働状況を見ると、焼却処理施設は44か所、処理能力8,436t/日、粗大ごみを中心に破砕や資源化などの処理を行う粗大ごみ処理施設は24か所、処理能力1,137t/日、粗大ごみ以外のごみ(びん・缶・ペットボトル等)の圧縮、梱包、選別処理を行う資源化等を行う施設は26か所、処理能力828t/日となっています。

図表 3-2-1 焼却処理施設の稼動状況

年度	2	22		23	24		
区分	施数	処理能力 (t/日)	施数	処理能力 (t/日)	施数	処理能力 (t/日)	
市町村	32	6,606	32	6,606	31	6,624	
一部事務組合	13	1,813	13	1,813	13	1,813	
計	45	8, 418	45	8, 418	44	8, 436	

(注)休止施設を除く

(注)小数点以下1位を四捨五入しているため、計が合わない場合がある。

図表 3-2-2 粗大ごみ処理施設の稼働状況

年度	22		4	23	24	
区分	施数	処理能力 (t/日)	施数	処理能力 (t/日)	施設数	処理能力 (t/日)
市町村	17	948	17	901	17	898
一部事務組合	7	240	7	240	7	240
計	24	1, 188	24	1, 141	24	1, 137

(注)休止施設を除く

(注)小数点以下1位を四捨五入しているため、計が合わない場合がある。

図表 3-2-3 資源化等を行う施設の稼動状況

年度		22	23		24	
区分	施設数	処理能力 (t/日)	施数	処理能力 (t/日)	施設数	処理能力 (t/日)
市町村	18	732	20	748	22	757
一部事務組合	4	71	4	71	4	71
計	22	803	24	818	26	828

(注)休止施設を除く

(注)小数点以下1位を四捨五入しているため、計が合わない場合がある。

また、最終処分場は25か所、残余容量(埋立可能な量)約1,643千㎡となっており、残余容量はここ数年横ばい状況にありますが、最終処分場用地の確保等が困難な状況にあることから、今後もごみの減量化・再資源化を

推進し、最終処分に依存しない処理体制の強化が必要です。

図表 3-2-4 最終処分場の稼動状況

区分	年度	22	23	24
	施設数	27	25	25
埋立実 績施設	埋立地面積 (千㎡)	518	518	535
	全体容量 (千㎡)	4, 125	4, 125	4, 251
残	余 容 量	1,800	1,730	1,643

(注)当該年度埋立実績のある施設について計上した。ただし残余容量は 休止中のものも含める。

イ し尿処理施設の状況

千葉県内の市町村・一部事務組合が設置しているし尿処理施設の 25 年3月末現在の施設は31か所、処理能力3,670kL/日となっており、ここ数年ほぼ横ばい状況にあります。

図表 3-2-5 し尿処理施設の稼動状況

	22			23	24		
年度 区分	施設 数	処理能力 (k L/目)	施設 数	処理能力 (k L/目)	施設 数	処理能力 (k L/目)	
市町村	21	2, 459	21	2, 429	21	2, 459	
一部事務組合	11	1, 316	11	1,386	10	1, 211	
計	32	3, 775	32	3,815	31	3,670	

(注)休止施設を除く

(注)小数点以下1位を四捨五入しているため、計が合わない場合がある。

(2) 産業廃棄物

ア 不法投棄の状況

24年度の産業廃棄物に係る不法投棄の発生件数は133件で、23年度に比べ18件減少しましたが、発生量は4,502tで、23年度8,380tから減少しました。(図表3-2-6)

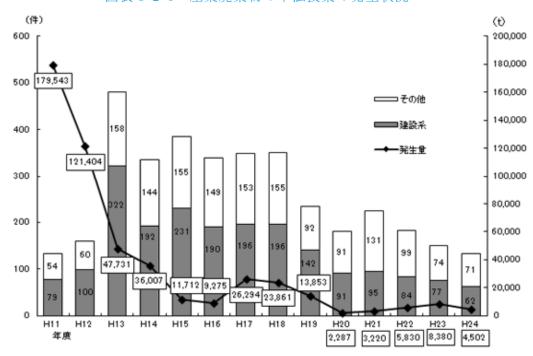
発生地域は、主要幹線道路周辺の休耕田、 沢状地や林地に集中し、道路網の発達に伴い 広域化する傾向も見られます。

不法投棄現場では、廃プラスチック類を主体としてがれき類、木くず等の建設系廃棄物が投棄されている場合が多く、その中でも再生利用が遅れている木くず、瓦くず等の不法投棄が多くなっています。

これらは他都県の中間処理施設や積替保管施設などに集積されていたものが、県内に運び込まれ投棄されるケースが多いものと推定されます。

このような不法投棄は、法を無視する不法 行為者の存在に加えて、土地所有者の安易な 土地提供、排出事業者や工事発注者の管理不 徹底なども原因となって引き起こされています。

図表 3-2-6 産業廃棄物の不法投棄の発生状況



イ 処理施設の設置状況

26年3月末現在の排出事業者が設置する廃 棄物処理法第 15 条の設置施設数は中間処理 122 施設、最終処分 8 施設、また、産業廃棄 物処理業者が設置する処理施設数は中間処理 388 施設、最終処分19 施設です。(図表 3-2-7)

図表 3-2-7 廃棄物処理法第 15条に基づく許可

施設の設置状況 (26年3月末現在)

種別	種類内容	排出事業者	処理業者	合計
	汚泥の処理施設	64	43	107
中	廃油の処理施設	14	36	50
間	廃酸又は廃アルカリの処理施設	1	3	4
処理	廃プラスチック類の処理施設	7	94	101
施施	木くず等の処理施設	34	212	246
設	その他の処理施設	2	0	2
以	合計	122	388	510
最	安定型	2	11	13
終処	管理型	5	8	13
分	遮断型	1	0	1
場	合計	8	19	27

- (注1)千葉市、船橋市及び柏市内の施設を含む
- (注2)最終処分場は容量が0及び閉鎖した施設は除き、公共施設を含む。
- (注3)施設数は、種類内容の区分に従ったのべ施設数

一方、法の許可を要さない小規模施設につ いて、「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関す る条例」による許可制度を導入しており、26 年 3 月末現在の許可施設数は、焼却施設 54 施設、破砕施設 97 施設、積替保管場 41 施設 となっています。(図表 3-2-8)

図表 3-2-8 県条例に基づく許可施設の設置状況

(26 年 3 日末現在)

		(20 + (うフリントシロエア
種類	排出事業者	処理業者	合計
焼却施設	49	5	54
破砕施設	10	87	97
積替保管場	41	0	41
合計	100	92	192

(注)廃棄物指導課調べ

ウ 産業廃棄物処理業者の現況

(ア)許可の状況

産業廃棄物処理業者は、排出事業者からの 委託を受け、産業廃棄物を適正に処理する役 割を担っています。

産業廃棄物の処理を業として行うには、廃 棄物処理法に基づく知事(千葉市内について は千葉市長、船橋市内については船橋市長、 柏市内については柏市長)の許可が必要で、 取り扱う産業廃棄物の種類(通常の産業廃棄 物と*特別管理産業廃棄物)及び業の内容(収 集運搬業と処分業) により区分し許可されて います。

26年3月末現在の許可業者数は7,928業者 (千葉市、船橋市及び柏市の業者を除く実数) で、前年度に比べ 292 業者増加しています。 (図表 3-2-9)

図表 3-2-9 産業廃棄物処理業者に係る許可業者数

(26年3月末現在)

業区	区分	収集運搬業		5			処分業			
年度	種類	収集運搬のみ	小計	中間処理	最終処分	収運+ 中間	収運+ 最終	中間+	収運+ 中間+ 最終	合計
	産廃	7, 240	305	67	9	221	5	0	3	7, 545
24	特管	660	35	16	1	18	0	0	0	695
	計	7, 327	309	71	9	221	5	0	3	7,636
	産廃	7, 532	307	70	10	220	4	0	3	7, 839
25	特管	680	35	15	1	19	0	0	0	715
	計	7, 618	310	73	10	220	4	0	3	7, 928

- (注) 1. 廃棄物指導課調べによる。(千葉市長、船橋市長及び柏市長許可分を除く。)
 - 2.「産廃」とは通常の産業廃棄物を、「特管」とは特別管理産業廃棄物を取扱う業を示す。 3.「計」とは、許可業者の実数を示す。(許可区分により一部重複。)

(イ) 産業廃棄物処理実績

産業廃棄物処分業者に対しては、1年間の 廃棄物の処理実績を毎年知事(千葉市長・船 橋市長・柏市長)に報告するよう求めており、 千葉市・船橋市及び柏市を含む 24 年度の実 績は次のとおりです。

a 中間処理量

24年度の中間処理量は947万1,574 t と23年度に比べ57万4,903 t 増加しています。

種類別に見ると、がれき類 470 万 7,634 t (49.7%)、汚泥 218 万 1,611 t (23.0%)、木くず 60 万 8,776 t (6.4%)、廃プラスチック類 54 万 2,203 t (5.7%) などとなっています。

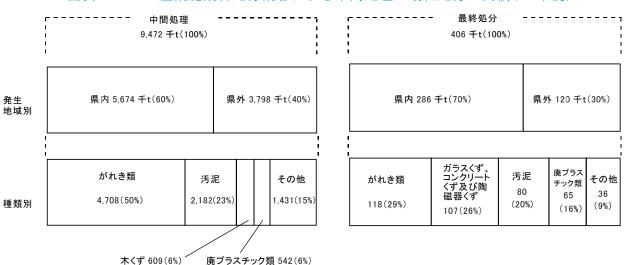
また、発生地域別に見ると、県内発生物が 567 万 4,271 t (59.9%)、県外発生物が 379 万 7,303 t (40.1%) となっています。

b 最終処分量

24 年度の最終処分量は 40 万 6,097 t と 23 年度に比べ 29 万 3,495 t 減少しています。

種類別に見ると、がれき類 11 万 7,696 t (29.0%)、ガラスくず・コンクリートくず及 び陶磁器くず 10 万 7,282 t (26.4%)、汚泥 8 万 161 t (19.7%)、廃プラスチック類 6 万 4,922t (16.0%) の順となっています。

また、発生地域別に見ると、県内発生物が 28 万 6,280 t (70.5%)、県外発生物が 11 万 9,817 t (29.5%) となっています。



図表 3-2-10 産業廃棄物処分業者による中間処理・最終処分の実績(24 年度)

(注)産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理実績報告を基に廃棄物指導課集計。

(千葉市、船橋市、柏市分を含む。)

2. 県の施策展開

(1) 廃棄物の適正処理の確保

ア 適正処理に向けた体制づくり

(ア) 一般廃棄物

a 広域化・集約化による一般廃棄物処理施 設整備の促進

市町村等が、地域の実情等を踏まえながら 必要となる施設整備を行う際には、技術的助 言や広域処理体制の構築に向けた調整を行っ ています。

また、施設の更新に伴い廃止されたごみ処理施設については、安全性の確保と敷地の有効利用の観点から、管理を徹底するとともに、倒壊のおそれのある施設は、早期の解体撤去を促進しています。

b 災害廃棄物処理対策の整備

(a) 市町村の災害廃棄物対策への支援

大規模災害が発生した場合に生ずる災害廃棄物を被災市町村が適切に処理するために、 各市町村において災害廃棄物の収集、運搬の 方法等について計画を定めておくことが重要 です。

県では各市町村の災害廃棄物の処理計画の 策定を支援するため、13年3月に「千葉県市 町村震災廃棄物処理計画策定指針」を策定し、 災害廃棄物の処理等について県の基本的な考 え方を示しています。なお、25年度末現在で 県内54市町村のうち53市町村が災害廃棄物 の処理計画を策定しています。

また、23年3月に発生した東日本大震災では、津波や液状化によって、県内でも大量の災害廃棄物が発生しましたが、各市町村と関係団体の協力で迅速かつ適切な災害廃棄物の処理が行われました。

県では、この東日本大震災での経験をもとに、災害廃棄物の処理が円滑に行えるマニュアルを市町村において整備することが必要と考え、25年3月に「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」を作成しました。ガイドラインは災害発生時の初期対

応に重点を置いた内容となっており、このガイドラインをもとに市町村においてマニュアルを整備し、既存の処理計画と併せて活用することで、災害廃棄物の処理をより迅速かつ円滑に進めることができます。

今後も、大規模災害に備えるため、適宜指針等の見直しや市町村の災害廃棄物対策への支援を行い、県内の災害廃棄物の処理体制の整備に努めます。

(b) 市町村及び関係団体との協力体制の構 築

県では阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、 災害廃棄物の処理などの対策として相互援助 協定の締結促進を図ってきましたが、9年7 月には県下全市町村及び一部事務組合により ごみ処理事業の協力を行う「災害時における 廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」が 締結されました。

また、市町村が独力では対処できない大規模な災害廃棄物の処理について、民間業者の支援を受けることにより早期の復興が可能となることから、15年9月に、社団法人千葉県産業廃棄物協会及び千葉県解体工事業協同組合と、それぞれ「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」を締結しました。

さらに、主に避難所における仮設トイレを対象とした、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬について、社団法人千葉県環境保全センターと、19年8月に「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る協定」を締結しています。

c 海岸漂着物対策の促進

海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、県では、海岸漂着物処理推進法に基づき、沿岸市町村の漂着物調査を行い、「千葉県海岸漂着物対策推進協議会」を設置して意見を伺うとともにパブリックコメントや各市町

村長から意見を聴取し、23年2月に「千葉県海岸漂着物対策地域計画」を作成しました。

内容は、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域や海岸漂着物対策の推進に必要な事項を盛り込んだ計画としており、重点的区域として、5区域(館山市、木更津市、鴨川市、富津市、いすみ市)の海岸を選定し海岸漂着物の回収処理を行っています。

d し尿処理汚泥の再資源化の促進

し尿処理施設から発生する汚泥は、農家等に肥料として供給されたり、焼却後、エコセメント等の原材料として利用することができますが、資源化されずに埋立処分されているものもあります。

し尿処理施設から発生する汚泥については、 今後更に再資源化を促進する必要があります。

e 一般廃棄物処理施設に係る立入検査

廃棄物処理法第 19 条の規定により、25 年度に市町村・一部事務組合及び民間が設置しているごみ焼却施設など一般廃棄物処理施設 183 施設(図表 3-2-11)に立入検査を実施し、施設の維持管理状況の確認、放流水や焼却灰等の採取、分析を行いました。

その結果、14 施設について、維持管理等の 不備が確認されましたが、いずれも軽微な内 容で、必要な改善指導を行いました。

図表 3-2-11 立入検査の状況(25 年度)

種類	立入施設数	指導件数	分析試料数
ごみ処理施設	113	14	17
うち焼却施設	54	5	17
最終処分場	39	0	11
し尿処理施設	19	0	0
その他の施設	12	0	0
合計	183	14	28

(イ) 産業廃棄物

a 排出事業者への情報提供

産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、 講習会の開催、広報資料の作成・配布やホームページ、インターネット、広報誌等広報媒 体への掲載等を通じて、事業者に向けた適正 処理、発生抑制及び再資源化等に関する普及 啓発事業を行っています。

また、適正処理について自己診断が行えるよう「産業廃棄物委託処理チェックシート」を作成し、ホームページ等の広報媒体へ掲載するとともに、関係機関・団体の協力も得て、チェックシートを配布するなど普及促進を図っています。

b 排出事業者に対する規制・指導

(a) 産業廃棄物排出事業場に係る立入検査

25年度は、有害物質を取り扱う事業場、産業廃棄物処理業及び建設業などを重点的に選定し、1,482事業場について実施しました。

図表 3-2-12

産業廃棄物排出事業場の立入検査結果

(25年度)

	去7.松木	改善措置		改善措情	置区分	
業種	立入検査事業場数	事業場数	改善命令	改善 勧告	文書 指導	口頭 指導等
製造業	247	53	0	0	2	51
医療業	115	43	0	0	4	39
廃棄物処理業	107	63	0	0	49	14
建設業	511	92	0	0	36	56
その他	502	97	0	0	12	85
合計	1, 482	348	0	0	103	245

産業廃棄物の排出状況、処理状況、管理体制等について検査するとともに、必要に応じて産業廃棄物を採取・分析し、348事業場に対して改善措置を行いました。

その主な内容は廃棄物の不適正な保管、不 適正な委託処理、産業廃棄物管理票等の不備 でした。

(b) 多量排出事業場の指導

廃棄物処理法では、前年度の排出量が産業 廃棄物にあっては1千トン以上、特別管理産 業廃棄物にあっては50トン以上の事業場を 設置している事業者に、多量排出事業者とし て処理計画の作成及び計画の実施状況の報告 を義務付けています。

県では、事業者自らが適正処理及び減量 化・再資源化に取り組むよう指導しています。 なお、25 年度においては、470 事業場から 処理計画又は実施状況が提出されました。

(c) 環境保全協定に基づく指導

千葉臨海地域の協定工場に対しては、生産施設及び公害防止施設の新増設に係る事前協議を行い、廃棄物の発生抑制・再使用・再利用・再資源化の促進及び適正処理などに関する指導を行いました。

25 年度は、事前協議は 15 件あり、この事 前協議に基づき、適正処理や減量化等の指導 を行いました。

(d) 進出予定事業者等に対する指導

県内の工業団地等への立地及び大規模な工場立地を計画している事業者等に対しては、建設時から廃棄物の発生抑制・再使用・再利用・再資源化の促進及び適正処理に努めるよう事前指導を行っており、25年度は19件について指導しました。

c 産業廃棄物処理業者に対する規制・指導

産業廃棄物処理業者に対しては、廃棄物処理法及びその運用通知等を周知し、適正処理の徹底を図るため、処理業者セミナー等を実施しています。

また、廃棄物処理法に基づく規制のほか、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」等に基づき、適正処理の指導を行っており、25年度は同要綱に基づく事前協議を34件受理しました。

さらに、中間処理業者及び最終処分業者については、重点的に立入検査を実施し指導の徹底を図っています。

25年度は延べ447業者に対して立入検査を 実施し、廃棄物の保管場所の無届変更など不 適正な処理のあった延べ132件について、改 善指導等を実施しました。(図表3-2-13)

図表 3-2-13 産業廃棄物処理業者に対する立入 検査結果等(25 年度)

立入松木製色	延べ	延べ	抖	á 導等の内	容		
立入検査対象(業の区分)	立入 件数	指導等 件数	改善命令	改善 勧告	指導票		
収集運搬業	42	4	0	0	4		
中間処理業	317	127	0	1	126		
最終処分業	88	1	0	0	1		
合計	447	132	0	1	131		

(注)・廃棄物指導課調べによる。(千葉市、船橋市及び柏市分を除く。) ・最終処分場の立入件数については、許可条件に基づく立入 検査の件数を含む。

d 優良産廃処理業者認定制度

排出事業者が自らの判断でより優良な処理業者を選択できるよう、一定の基準を満たした処理業者を明らかにする制度で、22年の廃棄物処理法の改正により、旧優良性評価制度に代わり、平成23年4月1日から新たに「優良産廃処理業者認定制度」が創設されました。

新たな「優良産廃処理業者認定制度」では、 遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組の実施、電子マニフェストの利用及び財務体質の 健全性に係る5つの基準に適合する、優れた 能力及び実績を有する産廃処理業者を認定し、 認定を受けた処理業者は、通常5年の産廃処 理業の許可の有効期間を7年とする等の特例 を付与することとなっています。

なお、26 年 3 月末現在で、収集運搬業者 119 社、中間処理業者 17 社の適合を確認して います。

イ 適正処理に向けた仕組みづくり

産業廃棄物の不適正な処理を防止するためには、産業廃棄物の発生から処分に至る処理の透明性を確保した適正処理に向けた仕組みづくりが必要です。

(ア)産業廃棄物管理票(マニフェスト)報 告制度について

排出事業者は産業廃棄物を他人に委託するときには、「産業廃棄物管理票」(以下「マニフェスト」という。)を交付することが必要ですが、20年4月からは、前年度の交付状況を毎年、県又は政令市等に報告することが義務

付けられました。

これにより、県内で発生した産業廃棄物の 移動の状況や処理の状況を行政が把握することができるため、不適正処理の防止や循環型 社会の実現に向けた、基礎的な統計データの 精度が高まることが期待できます。

25 年度については、県内(千葉市・船橋市・柏市を除く。)の 9,520 の排出事業者から、15,624 箇所の事業場におけるマニフェストの交付実績について報告がありました。

(イ) 電子マニフェスト制度の普及・促進

産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、排出事業者自らが、処理業者に委託した廃棄物の流れを把握して不適正処理の防止等、適正な処理を確保するための制度として運用されてきましたが、紙マニフェストによる管理では、記入洩れ、返送時の紛失、虚偽記載など、様々な課題が発生しています。

電子マニフェストは、環境大臣が指定した「情報処理センター」の下でマニフェスト情報を一元管理することにより、紙マニフェスト管理上の諸課題を解決するものです。

国において、22 年度末までに、電子マニフェストの目標普及率を 50%とし、県においても千葉県廃棄物処理計画の中で、同様の目標を定めて普及促進を進めていましたが、目標達成には至らず、引き続き排出事業者等にリーフレットを配布するなど普及促進に努めています。

(ウ) 公共工事における適正処理の推進

高度経済成長期に整備された大量の建築物、 土木構造物などの社会資本が更新時期を迎え、 建設廃棄物の排出量の増大が想定されています。

このため県においては、公共事業を対象に「千葉県建設リサイクル推進計画2009」を策定し、関係者の意識向上や連携強化に努めています。特に適正処理については、電子マニフェストの普及促進のほか、指導・監督体制の強化を推進しています。

ウ 循環型社会形成推進交付金の活用

ごみ処理施設の設置には多額の費用を要するため、公衆衛生の向上や公害問題の解決を目的に国庫及び県費補助を行い、施設の整備拡充を図ってきました。17年度には、国において、これまでの補助金を廃止し、広域的な観点からの循環型社会の形成を図る新たな制度として「循環型社会形成推進交付金」が創設されました。

この循環型社会形成推進交付金では、循環型社会の形成を推進するため、補助金では交付対象であった単純な焼却施設や可燃性廃棄物の最終処分場などを交付対象外とし、廃棄物を材料・原料として利用するためのマテリアルリサイクル施設や、廃棄物を焼却したりバイオガスに転換した上で余熱利用を行ったり、廃棄物を燃料等に転換するエネルギー回収施設が交付対象となりました。

なお、25年度には、県内の市町村及び一部 事務組合が整備する廃棄物処理施設の 14 施 設に対し、国から約 12 億 5,972 万円の交付金 が交付されました。

エ 流入する産業廃棄物対策

県では排出事業者責任を明確にし、県外廃棄物の不法投棄の防止等を図るとともに、最終処分場の確保を図り、生活環境の保全に資する目的で「千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」を定め、2年4月から運用しています。

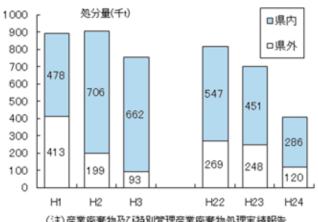
この要綱に基づき、安定型産業廃棄物の最終処分については全処分量の25%削減、管理型産業廃棄物の最終処分については全処分量の50%削減、県外の積替保管・選別施設経由の搬入禁止などについて指導しています(千葉市は独自の要綱により指導)。

また、要綱では、県外産業廃棄物を県内で最終処分しようとする場合には、排出事業者は事前に知事に対して協議を行うこととしており、25年度の事前協議の件数は433件でした。

県内の産業廃棄物処理業者による県外産業

廃棄物の最終(埋立)処分量は、要綱施行前 の元年度の約41万3千トンに比べ減少し、24 年度は、約12万トンと県内で最終処分された 量全体の約30%となっています。

図表 3-2-14 産業廃棄物処理業者による最終処分実績



(注)産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理実績報告 を基に廃棄物指導課集計(千葉市、船橋市、柏市を含む)

才 特別管理産業廃棄物対策

(ア) ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策

*ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物の処理については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が13年7月15日に施行され、PCB廃棄物を保管する事業者はPCB廃棄物を適正に保管するとともに毎年PCB廃棄物の保管状況等を県又は政令市等に届出することとされています。

この届出等によると、24年度末現在、高圧トランス約1,700台、高圧コンデンサ約1万800台、安定器約23万5千台等が保管されています。

また、高圧トランス約 270 台、高圧コンデンサ約 320 台、安定器約 9,700 台が使用されています。

事業者に対しては広報や立入検査等により 確実かつ適正な処理について指導しています。 25年度は、保管場所の立入検査を634件実 施しました。

県内のPCB廃棄物については、日本環境 安全事業株式会社が東京都江東区に設置した 東京PCB廃棄物処理施設(17年11月稼動) において、19年度から処分が開始されています。

県では、21年5月に「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を改定し、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を、総合的かつ計画的に進めています。

(イ) アスベスト廃棄物対策

*アスベスト廃棄物については、建築物に吹き付けられたアスベストや、アスベスト保温材などの特別管理産業廃棄物としての「廃石綿等」、アスベストを含むスレートや成型板などの「石綿含有産業廃棄物」に区分されています。

これらの処理については、廃棄物処理法の 処理基準に基づいて、溶融または無害化する 中間処分か、固形化等の飛散防止措置を行い 最終処分場に埋め立てることが求められます。

25 年度は、廃石綿等を排出する事業場の立 入検査を 87 事業場に対して実施し、そのうち 保管基準に関する指導を、口頭で 7 事業場に 対して行いました。

(2) 廃棄物の不法投棄の根絶

ア ゴミゼロ運動

関東甲信越静の各都県では毎年 5 月 30 日 (ゴミゼロの日)に近い日曜日を「関東地方 環境美化行動の日」と定めて、空き缶等の収 集活動を中心に街頭での広域的な統一美化キャンペーンを行っています。

本県では昭和57年度から実施しており、25年度は5月26日の一斉清掃日を中心に、54市町村において約59万人が参加し、827トンのごみを収集しました。

イ 廃棄物の不法投棄対策

(ア) 365 日・24 時間体制の監視パトロール の実施

11年4月、昼間中心の監視活動を転換して、 全国で初めて休日・夜間を問わず24時間・365 日で監視指導を行う体制を整備しました。また、民間警備会社へ監視業務を委託するなど、 悪質巧妙化する不法投棄等に機動的に対応で きる体制を整備しました。

さらに、25年度からは、従来のパトロールに加え、不適正処理の疑いが高い現場等を集中的に監視する定点監視や車両の追跡調査を行うスポット監視を実施しています。

これらの取組みにより、産廃・残土県民ダイヤルへの通報にも機動的に対応して、不法 投棄等の早期発見・早期対応を図っています。

悪質な行為者については、法に基づき措置 命令を発し、履行する意思のない者には刑事 訴訟法に基づき告発を行うこととしています。

図表 3-2-15 千葉県グリーン・アクション・チーム



図表 3-2-16 監視パトロール (監視パトロール中に発見した不法投棄)



(イ)監視・指導等を行う出先機関を設置しての監視指導体制の整備

保健所で対応していた不法投棄の苦情等について、13年度からは10支庁に県民環境課を、16年度からは5県民センター及び5県民センター事務所に地域環境保全課・室を23

年度からは 10 地域振興事務所に地域環境保全課を設置して対応し、不法投棄等の監視指導体制の整備を図っています。

(ウ) 市町村職員への立入検査権限の付与

13年9月から市町村職員へ立入検査権を付与し、市町村との連携を図ることにより、地域での監視体制を強化しています。

25 年度は協定を締結した 44 市町村から推 薦のあった 360 名の市町村職員に対し、県職 員の併任発令を行い、立入検査証を発行して、 立入検査権を付与しました。

図表 3-2-17 立入検査

(廃棄物の不法投棄現場)



(エ) 県警本部に環境犯罪課を設置

14 年 4 月に千葉県警に全国で初めての環境 犯罪課が設置され、不法投棄等の不適正処理に 対する取締りについて連携を強化しています。

25年は、不法投棄事犯等317件、359人を検挙しました。

(オ) 市町村との連携・他都県市との広域連携

a 産業廃棄物不法投棄防止対策地域連絡会議

各地域振興事務所単位で、管内の県の出 先機関、市町村、警察署などを構成員とし て監視・指導の協議や緊急通報体制を確保 するとともに、合同パトロールを実施する 等、不法投棄撲滅に努めています。

b 産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協 議会(産廃スクラム30)

都県域をまたぎ広域的に行われる産業廃棄物の不適正処理の防止と良好な生活環境の保全、不適正処理発生後の迅速な対応を図るため本協議会を設置し、関東甲信越及び福島、静岡エリアの都、県及び政令市相互の情報交換、調査等の協力体制の強化に努めています。

(参加自治体)福島県、茨城県、栃木県、群 馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、

図表 3-2-18 路上一斉調査

(産廃スクラム 30 による収集運搬車輌一斉調査)

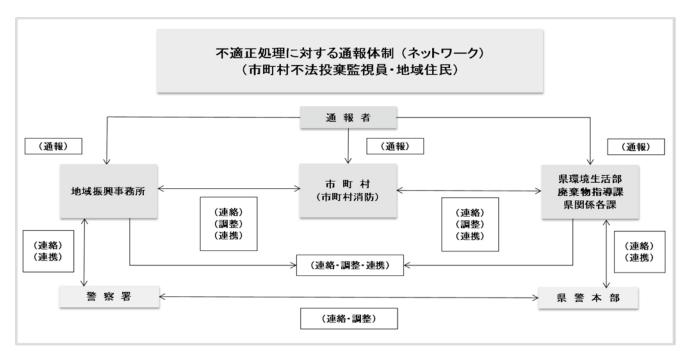


新潟県、山梨県、長野県、静岡県、千葉市、 横浜市、川崎市、横須賀市、新潟市、静岡市、 浜松市、宇都宮市、前橋市、長野市、相模原 市、さいたま市、郡山市、いわき市、川越市、 船橋市、柏市、高崎市

(カ) 不法投棄撲滅ネットワークの整備

不法投棄等不適正処理された産業廃棄物は、 火災や水質汚濁、悪臭や堆積物の崩落などの 危険性を内包しており、生活環境に大きな影響を与えます。このため、県では不法投棄等 の撲滅に向けて行政機関のみならず、県民に も協力を呼びかけ、県民と一体となった全県 的な不法投棄撲滅のための運動を促進して早 期発見・早期対応に努めています。

また、不法投棄等の情報を早期に得て迅速な対応を図るため、2年度から市町村が設置する「不法投棄監視員制度」の運営に対しその費用の一部を助成しており、25年度は39市町村(監視員数852名、千葉市、船橋市、柏市を除く)に対し補助金を交付しました。



※県では、県民からの不法投棄等の通報に対して、廃棄物指導課内に専用電話を設置して、 勤務時間内は勿論のこと、土日・祝祭日を問わず365日、受け付けて対応しています。

産廃・残土県民ダイヤル 043-223-3801

(キ) 県独自条例の制定

a 廃棄物条例(千葉県廃棄物の処理の適正 化等に関する条例)

悪質な不法投棄を防止し、火災や崩壊の 危険が高い不法堆積を解消するため、「千葉 県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」 を14年3月26日に制定し、10月1日から 施行しました。

この条例では、自社処理を装って法律の 規制を免れる悪質な行為を防止するため、 県独自の対策を規定しています。

図表 3-2-19 条例の主な内容 (廃棄物条例)

項目	内容
廃棄物処理票 の作成、携行等	排出事業者が産業廃棄物を自ら 処理する場合でも、法のマニフェ ストに準じた「廃棄物処理票」の 作成、交付、携行、保存を義務付 けています。
自社処分場へ の搬入搬出時 間の制限	自社処分場(積替保管・中間処理・最終処分)への夜間(午後10時から午前6時まで)の搬入搬出は原則として禁止します。
収集運搬車両 へのステッカ ーの表示	収集運搬業の許可を有する事業 者の登録車両に、ステッカーによ る表示を義務付けています。
小規模産業廃 棄物処理施設 への許可制の 導入	法の許可対象規模未満の施設で、 事業場以外に設置する焼却施設、 破砕施設、積替え保管場について は、許可が必要です。

b 硫酸ピッチ条例(千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例)

*硫酸ピッチは、一旦生成されると不法投棄につながり、県民の生活環境や自然環境へ悪影響を及ぼします。このため、抜本的対策として、県独自に、不正な利益を図る目的による硫酸ピッチの生成そのものを禁止する「千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例」を19年7月10日に制定し、9月1日から施行しました。

図表 3-2-20 条例の主な内容(硫酸ピッチ条例)

	1104 011 1 1 (1)1-104 / 2 1 1 1 1 1 1 1 1
項目	内容
生成禁止	不正な利益を図る目的で硫酸ピッ チを生成することを禁止します。
中止命令	条例の規定に違反して、不正な利益を図る目的で硫酸ピッチを生成させる者に対し、生成の中止を命じます。
報告徴収・ 立入検査	硫酸ピッチや硫酸ピッチの疑いの ある物を生成し、または生成させ た者に対し、必要な報告を求め、 また、事務所などに立入検査をす ることができます。
罰則	硫酸ピッチの生成中止命令違反、 報告徴収違反、立入検査拒否等に 対して、100 万円以下の罰金等、 厳しい罰則が適用されます。

(ク)支障除去事業の実施

不適正処理された産業廃棄物は行為者等の 原因者が適正に処理することが原則です。

そのため、行為者に対する撤去指導に併せ て不法投棄された産業廃棄物の排出事業者等 の特定にも努め、排出事業者等に対し撤去を 強く指導しています。

その結果、行為者や排出事業者等による撤 去が行われたものもあります。

しかしながら、行為者等による撤去が見込めない場合で、かつ地域住民の健康への影響等、生活環境保全上に顕著な支障が生じた場合、又は、生じるおそれがある場合には、県は県民の生活環境を保全するため、行為者等に代わり、国の支援や(社)千葉県産業廃棄物協会等の関係団体の協力等を活用して支障除去事業を実施しています。

(支障除去事業の主な事例)

○ 家屋解体に伴い発生した木くずをチップ にしてリサイクルと称して不法に堆積した 現場から火災が発生し3週間燃え続け、鎮 火後も小規模火災を繰り返し、再出火の発 生が危惧される状態が継続したことから、 火災発生防止対策としての支障除去事業を 実施しました。

図表 3-2-21 支障除去事業

(不法堆積された木材チップの除去)



○ 硫酸ピッチ入りドラム缶が崖の上から不 法投棄され硫酸ピッチが河川等に流出した り、倉庫に不適正に保管された硫酸ピッチ 入りドラム缶から硫酸ピッチが漏れ出した りして、生活環境保全上の支障が生じるお それが顕著になったことから硫酸ピッチを 撤去又は中和処理する支障除去事業を実施 しました。

なお、これまで確認された県内の硫酸ピッチについては、19年度中に全量撤去が完了しています。

図表 3-2-22 支障除去事業

(不適正保管の硫酸ピッチの除去)



○ 屋外に不適正保管されていた廃コンデンサ 等にPCB(ポリ塩化ビフェニル)を含む油 が使用されていたことが発覚し、錆等の腐食 の進行によりPCBの漏出拡大が危惧された ことから、漏出防止対策としての支障除去事 業を実施しました。

ウ 廃棄物に関する情報の公開

県では、廃棄物処理法や廃棄物条例(千葉県 廃棄物の処理の適正化等に関する条例)に基づ き行政処分を行った場合、その処分を受けた者 の氏名等を、廃棄物条例に基づきホームページ で公表し、不適正処分の防止を図っています。

3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目 標
新たな不法投棄量 (投棄量 10 トン以上の不法投棄 箇所における投棄量の総量)	23,861 t (18 年度)	4,502トン (24年度)	新たな不法投棄量ゼロを目 指します (早期実現)

《評価》

産業廃棄物の不法投棄確認量は大幅な減少傾向にある一方で、小規模な不法投棄は依然として後を絶たない状況である。不法投棄などの不適正処理の未然防止に向け、関係者が緊密な連携を図り、監視・指導活動をさらに強化することにより、目標の達成を目指す。

24 時間・365 日体制の監視活動の継続や、警察や市町村と連携した指導の強化等により、大規模で組織的な不法投棄事案は著しく減少し、新たな不法投棄確認量はピーク時(11 年度)の約 18 万トンに比べ、24 年度には約 40 分の 1 まで減少しています。

一方で、廃棄物を有価物と称して搬入するなど悪質なものや、小規模でゲリラ的な不法投棄 は、依然として後を絶たない状況です。

このことから、警察や市町村に加え、民間事業者などとの連携を図り、迅速で的確な監視・指導活動を更に強化するなど、産業廃棄物の不適正処理の未然防止、適正処理の確保のための体制づくりを進め、新たな不法投棄量ゼロを目指します。

第3節 バイオマス利活用の推進

1. 現況と課題

バイオマスとは、化石資源を除いた再生可能 な生物由来の有機性資源のことです。

太陽のエネルギーを使って生物が合成したものであるため、生命と太陽がある限り枯渇せず、焼却等しても大気中の二酸化炭素を増加させない、*カーボンニュートラルな資源という特徴をもっており、このことから、循環型社会の形成や地球温暖化の防止において重要な役割を担うと期待されています。

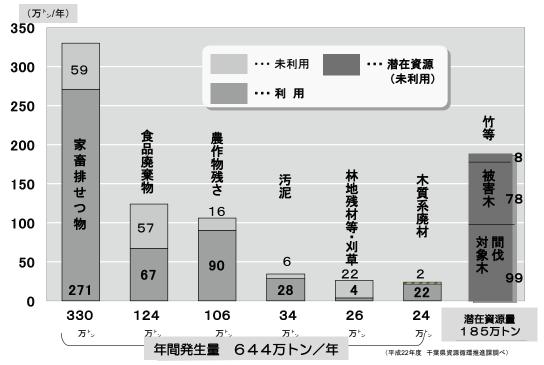
本県は、全国有数の農林水産業を始め、活力 ある各種製造業・サービス業などが存在すると ともに、大学や研究機関等において積極的に関 連した技術の研究・開発が行われているなど、 バイオマスの利用に関して高いポテンシャルを 有していることから、15 年 5 月にこれらを最大 限に活用し、競争力のある産業と豊かな環境が 両立する活力に満ちた「バイオマス立県ちば」 を目指す推進方針(以下「推進方針」という) を策定し、県内各地で地域特性を生かしたバイ オマスの取組を推進してきました。 その結果、バイオディーゼル燃料製造施設等、 県下で 10 以上の中核施設が設置されるととも に、9市町において*バイオマスタウン構想が策 定され、地域における取組が進みました。

このような中、21年9月に、バイオマスの活用の推進に関する基本理念を定め、関係者の責務を明らかにした「バイオマス活用推進基本法」が施行され、また、推進方針が目標年度を迎えたことから、23年7月に推進方針を発展的に解消し、「千葉県バイオマス活用推進計画」を策定しました。

本県では、年間約644万トンものバイオマス資源が発生していると推計(図表3-3-1)されていますが、バイオマス資源は広く薄く存在するという特性から収集・運搬に労力・コストがかさみ原料が集まらないことや、製品(エネルギー・肥料・飼料・新素材等)への変換コストが高いこと、バイオマス製品の需要が少ないことなどの課題が明らかになってきています。

図表 3-3-1

千葉県のバイオマスの発生・利用状況(湿潤量)



2. 施策の展開

(1) 施策の目標

目標年度を 32 年度とし、バイオマスの目標利 用率を 75%から 80%以上に引き上げます。

(2) 施策と推進方針

以下の5つの施策を柱に具体的な推進方策に 取り組んでいます。

図表 3-3-2

千葉県バイオマス活用推進計画各種施策の主な取組

- (1)バイオマス活用に必要な基盤の整備
 - ・ワンストップ相談窓口を設置し、バイオマス活用に関する相談に一元かつ迅速に対応
- (2)バイオマスの原料利用の拡大(入口対策)
 - ・エコフィードコーディネーターを配置し、食品関連業者及び飼料製造業者の調整を図り、 飼料化を推進
 - ・未利用の林地残材について、経済性の確保された供給体制の整備を検討
- (3)バイオマス製品の利用促進(出口対策)
 - ・低リサイクル食品残さについて、エコフィードの品質確保に向けた取組の実施
 - ・千葉ものづくり認定製品制度を活用し、知名度の向上と販路開拓を支援
- (4)バイオマス活用に係る調査研究及び普及
 - ・国等が行う各種バイオマス活用の実証事業等への協力
- (5)バイオマス活用推進計画の推進体制の整備
 - ・バイオマス庁内連絡会議を通じ、庁内関係部局等の連携と調整の実施
 - ・市町村によるバイオマス活用推進計画の策定について、助言や情報提供を実施

(3) 市町村のバイオマスタウン構想・バイ オマス活用推進計画

「バイオマス・ニッポン総合戦略」の下、 平成23年3月末までに全国318地区でバイオ マスタウン構想が策定・公表され、県内では、 山武市、白井市、旭市、大多喜町、睦沢町、 市原市、館山市、南房総市、香取市の9市町 がバイオマスタウンとなりました。

21年の「バイオマス活用推進基本法」の制定以後は、市町村においても「バイオマス活用推進計画」を策定(バイオマスタウン構想を策定した市町村にあっては、活用推進計画へ移行)するよう努めることとされています。

(4) バイオマスの普及促進ア 食品残さの飼料化の推進

食品残さの利用推進のため、23年度からエコフィードコーディネーターによる食品関連事業者側と飼料製造業者側とを相互に紹介(マッチング)する取組を進め、食品残さの飼料(*エコフィード)化の拡大を図っています。

イ 林地残材の供給体制の整備

間伐等により発生する林地残材のほとんどは、経済性の確保が難しいためそのまま山林内に放置されており、効率的な収集搬出システムの構築が求められています。25年度は富津市内のマテバシイ林で、ポータブルロープウインチを利用した引上げ搬出試験や、森林研究所で搬出実演の見学会を実施しました。

ウ普及啓発

バイオマスに対する県民や事業者等の理解の 醸成を目的とし、研修会やイベント等における バイオマス製品の展示・広報など普及啓発活 動を行っています。

(ア) 研修会の開催

25 年度は、南房総市やジャパン・リサイク ル㈱の取組事例紹介を中心とした「バイオマ ス利活用研修会」を開催しました。

(イ) イベントへの出展

a 市町村等主催イベント

市町村等が開催する各種のイベントでバイ オマス製品やパネルの展示・解説を行い、バ イオマスの普及啓発を図っています。

b エコメッセ 2013 in ちば等

幕張メッセで行われた「エコメッセ 2013in ちば」(25 年 9 月) や「コープみらいフェスタ きやっせ物産展 2014」(26 年 2 月) に出展し、バイオマス製品やパネルの展示・解説、木質プラスチックマグネット、パンフレットの配布等を行いました。

(5) 県内のバイオマス利活用施設

県内における主なバイオマス利活用事例は 図表 3-3-3 のとおりです。

図表 3-3-3 県内の主なバイオマス利活用施設

施設の種類	原料	製品	所在地
メタン発酵	食品廃棄物	*メタンガス	千葉市
発電	木質チップ等	電気	市原市
ガス化発電	食品廃棄物	電気	白井市
飼料化	食品廃棄物	飼料	旭市
堆肥化	家畜ふん尿	堆肥	睦沢町
メタン発酵	食品廃棄物等	液肥等	香取市
燃料製造	廃食用油	バイオディーゼル燃料	柏市
燃料製造	廃食用油	バイオディーゼル燃料	八街市
燃料製造	廃食用油	バイオディーゼル燃料	大多喜町
燃料製造	廃食用油	バイオディーゼル燃料	南房総市

エ 関係機関等との連携

(ア) 国等との連携

国との情報交換を行い、バイオマス利活 用の推進に取り組んでいます。

(イ) 市町村への支援、情報提供

市町村における各種イベント等への出 展・普及啓発活動や市町村の取組への助言 等を行っています。

(ウ) 推進体制の整備

バイオマス庁内連絡会議を関係5部1庁 で構成し、部局間の連絡調整や課題整理な どを行っています。

3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目 標
バイオマス資源の利用率	68%	75%	80%
	(平成 15 年度)	(平成 22 年度)	(平成 30 年度)
食品廃棄物の利用率	30%	54%	60%
	(平成 15 年度)	(平成 22 年度)	(平成 30 年度)

《評価》

食品廃棄物等のバイオマス資源の利用率は着実に増加している。23年7月に策定したバイオマス活用推進計画に基づき施策を展開することにより、目標の達成を目指す。

バイオマス資源の利用率は基準年度と比較し増加しています。

23 年 7 月に策定した「千葉県バイオマス活用推進計画」に基づいて、エコフィード*コーディネーターによる食品残さの飼料化の推進や、林地残材の供給体制整備に関する検討など、バイオマスの活用の推進に取り組んでいきます。

※ 食品残さを原料として家畜の飼料用に加工されたもの。

第4節 残土の適正管理

1. 現況と課題

(1) 残土条例の制定

首都圏では都市化の進行に伴って各種の公共 事業や民間工事が展開されており、多くの建設 残土が発生しています。

その中で本県は、首都圏に位置し、平坦で丘陵地が多いという県土の特性や道路網の整備もあり周辺の都県から多くの建設残土が搬入されています。

このような大量の残土の搬入や埋立てに際して、産業廃棄物や有害物質が混入されることが危惧され、また、そのことによる土壌汚染や、残土の堆積・盛土の不適正な態様による土砂崩れ、土砂流出等の災害の危険性が指摘されていました。

このため、残土処分をめぐる有効かつ強力な防止策の樹立が急務となったことから、県では「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」(残土条例)を10年1月に施行し、また、その後の情勢から、埋立事業の規制並びに土地所有者の義務の強化等について条例改正を行い、15年10月から施行したところです。

建設現場で発生した残土そのものは、適正に 処理すれば、有害なものでありませんが、地域 住民の間には有害物質の混入等に対する不安が 根強いことも事実です。

そのため、残土による埋立事業においては、 汚染物質の混入や不適正な構造による埋立てを 防止して安全な処理を実施していくため、市町 村等関係機関との連携により、さらなる監視と 事業者への指導、悪質な事業者への行政処分の 徹底等を図ることが必要です。

(2) 埋立事業許可の現状

3 千㎡以上の県許可の件数は、別表のとおりとなっています。(図表 3-4-1)

図表 3-4-1 埋立事業の新規許可の推移

年 度	許可件数	許可面積
18年度まで	7 2 1	11,821千㎡
19年度	4 9	899千㎡
20年度	5 7	9 4 6 千m²
2 1 年度	4 0	6 5 6 千m²
22年度	3 1	6 1 2 千m²
2 3 年度	2 2	3 9 8 千m²
2 4 年度	3 7	7 3 1 千㎡
2 5 年度	3 1	554千㎡

26 年 3 月末現在の稼働中の事業場は、50 箇 所あり、事業区域の面積は約 133ha となってい ます。

また、独自の施策を講じようとする市町村については県条例を適用除外することができることになっており、26年4月現在で千葉市を始め16市町が県条例の適用除外となっています。

2. 施策の展開

(1) 監視指導の強化

ア 行政指導による事前協議制

埋立て事業に対する住民の不安を解消する ため、事前協議制度を盛り込んだ「土砂等の 埋立て等に関する指導指針」を12年6月から 施行し、事前の住民説明や住民と事業者の環 境保全協定の締結等を指導しています。

イ 地域に即した迅速な監視・指導体制

13年4月から10支庁(16年4月から、県民センター・事務所、23年4月から、地域振興事務所)に埋立区域面積が1万㎡未満の事業についての許可権限等を委任し、地域に即した迅速な監視・指導体制を確立するとともに、埋立事業場のきめ細かい技術指導を可能にするため、土木技術職員を配置しています。

25 年度は埋立許可後の定期検査等を延べ 178 回実施するとともに、365 日・24 時間体 制の監視パトロールを実施し、事業者に対す る監視・指導を行いました。

(2)特定事業場の情報公開

残土事業に対する住民の不安を解消するため、県許可の各特定事業場に関し、許可事業者名や事業場所在地、許可土量、許可の期間等の情報や残土事業の仕組み等を県庁ホームページで公表しています。

(3) 市町村及び関係機関との連携

ア 市町村との協力体制

市町村において、自らの責任と義務のもとに主体的に行政区域を守りたいとの要望が強くなり、これにこたえるため、13年9月から、市町村職員にも県が許可した埋立事業場への立入検査権を与え、市町村との協力体制を確立し、地域に即したより迅速な監視・指導体制の強化を図っています。

イ 関係法令部局との連携

残土事業の適正化を確保していくため、特定事業の許可に当たっては、残土条例、砂利採取法、森林法、農地法等の関係法令部局との連携や市町村と緊密な情報交換を行い、残土事業の適正化を確保する必要があります。

25年度は、関係法令担当者や監視担当者と の合同パトロールを12回実施するなど、連携 の強化に努めています。

(4) 建設発生土の有効利用等による土砂搬入 量の抑制

国・県・市町村の連携により、計画的に建設発生土の発生抑制・再利用を促進し、処分を目的とした埋立てを抑制します。特に、公共工事に伴い発生する建設発生土については、「千葉県建設リサイクル推進計画 2009」に基づき、国・都道府県・市町村が連携した建設発生土情報交換システムを活用し、公共工事土量調査及び工事間利用調整を図り、発生の抑制及び再利用を促進しています。

3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目 標
無許可埋立面積	12, 107 ㎡ (16 年度)	27,332 ㎡ (25 年度は 増加 0 ㎡)	無くします (早期実現)
公共工事に伴い発生する建設発生土の 有効利用率	73.6% (17 年度)	89.6% (24 年度)	98% (30 年度)

《評価》

新たな無許可埋立はなかった。また、公共工事に伴い発生する建設発生土の有効利用率は、順調に増加している。

市町村や関係機関と連携した合同パトロールや定期検査の実施等により、残土の不適正処理の根絶に努めた結果、25 年度は無許可の埋立事案は発生しませんでした。なお、残土の新規埋立許可件数は31件、搬入された土量は合計約463万㎡で、過去最大であった10年度の1,500万㎡の約3割となりました。

また、公共工事に伴い発生する建設発生土の有効利用率は、工事間利用調整や、公共工事発注機関へ講習会等を実施する等の取組を行った結果、目標達成に向けて順調に進捗しています。